

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|-----------------|--------|---------------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 件 名 | 産業廃棄物コンテナ設置回収処分 | 総管補-1 | |
| | | 作 成 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| | | 変 更 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成部隊等名 | システム通信・サイバー学校総務部管理課 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、久里浜駐屯地において実施する産業廃棄物コンテナ設置回収処分（以下、“処分”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は この仕様書に規定する範囲内において この仕様書の一部をなすものであり入札書又は見積書の提出における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、回収、運搬及び処分を行うものとする。

2.3 作業内容

作業内容は、産業廃棄物コンテナ（8 m³）を指定する場所に設置し後日回収運搬を実施する。積込作業は官側が実施するものとし、一回当たりの設置・回収台数及び期間は相互調整による。

2.4 種類等

種類等は表1による

表1-種類等

| 産業廃棄物の種類 | 内容等 | 単位 | 予定台数 |
|----------------------|--|----|------|
| 特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。 | 混合屑 (布・繊維・廃プラスチック・木材・金属・革・ゴム・雑線・ガラス・コンクリート・事務いす・家電(リサイクル除く)) 等 | 台 | |

2.5 役務期間

役務期間は、契約日～令和8年3月31日(マニフェスト提出含む)

2.6 処理基準

処理基準は、次による。

産業廃棄物の処理は、法第12条による。

2.7 処理基準

産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票(以下、“管理票”という。)の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、本役務終了後検査官に産業廃棄物管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

産業廃棄物管理票（E票）

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊久里浜駐屯地（以下，“駐屯地”という。）の立ち入りに際しては、所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域外への立ち入りを禁止する。
なお、やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。
また、本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底するものとして必要によって契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義が生じた場合は官側と調整するものとする。